

## 国立民族学博物館招へい外国人生活援助金貸与規則

平成17年5月24日  
規則第2号

### (目的)

第1条 この規則は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）が招へいする外国人（以下「招へい外国人」という。）が属する国と日本国との為替差等により、本館着任後の生活資金を必要とする場合に、生活援助金を貸し付ける手続き等について定めることを目的とする。

### (貸付対象)

第2条 生活援助金の貸付を受けることができる招へい外国人は、外国人研究員とする。

### (生活援助金の資金)

第3条 生活援助金の貸付資金は、奨学寄付金「国立民族学博物館活動助成金」をもって充てる。

### (貸付申請)

第4条 生活援助金の貸付を希望する招へい外国人は、生活援助金借用申請書・借用書（別紙様式第1号）を管理部財務課に提出しなければならない。

### (返済計画)

第5条 生活援助金の貸付を希望する招へい外国人は、その返済計画を生活援助金借用申請書・借用書に明記しなければならない。

### (連帯保証人)

第6条 生活援助金の貸付を希望する招へい外国人の受入担当教員は、当該貸付にかかる連帯保証を引き受けなければならない。

### (代理貸付申請)

第7条 招へい外国人が着任前に生活援助金の貸付を希望し、受入担当教員が連帯保証を引き受ける場合は、受入担当教員が前3条により代理申請を行い、生活援助金借用申請書・借用書を再提出するものとする。

### (貸付決定)

第8条 館長は、生活援助金の貸付申請を審査し、資金の範囲内で貸付の決定を行うものとする。

2 貸付額は、招へい外国人1人につき40万円を限度とする。

3 第1項の審査及び決定は、管理部長が専決する。

### (貸付)

第9条 出納責任者（人間文化研究機構会計実施規則第10条に定める出納責任者をいう。）は、貸付の決定後、速やかに生活援助金を支出するものとする。

(代理受領)

- 第10条 第7条に基づく代理貸付申請において貸付が決定した場合、当該招へい外国人が着任前である場合には、受入担当教員が生活援助金を代理受領するものとする。
- 2 代理受領した受入担当教員は、生活援助金を責任もって保管するものとし、外国送金等をしてはならない。
- 3 代理受領した受入担当教員は、当該招へい外国人が着任後、生活援助金を速やかに本人に支払わなければならない。

(借用)

- 第11条 生活援助金を受領した招へい外国人は、生活援助金借用申請書・借用書の借用書部分に必要な事項を記入のうえ、押印又はサインを行なわなければならない。

(貸付利息)

- 第12条 生活援助金の貸付について、利息は徴収しない。

(返済)

- 第13条 生活援助金の返済は、当該招へい外国人に支給される給与から控除するものとする。
- 2 前項に定める返済のほか、貸付を受けた招へい外国人は、当該返済の最終控除日の14日前までの期間においては、未返済額の全部又は一部を臨時に返済することができる。
- 3 何らかの事情により予定期間を満了しないで帰国する場合、又はその他の事情により前条の返済計画では返済完了に至らない場合には、当該招へい外国人に支給される最終の給与から、貸付金の未返済額全額を控除するものとする。
- 4 前項による処理を行うことを前提としても、なお未返済額が残る場合には、当該招へい外国人は、帰国前に未返済額の全額を返済しなければならない。

(事務)

- 第14条 生活援助金に関する事務は、管理部財務課が処理する。

- 第15条 管理部財務課経理係長は、貸付整理簿（別紙様式第2号）により貸付及び返済を記録しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年5月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。